

SSTK 通信

NO.231



これだけの人が一緒に泊まれる宿が
どこでもあるのだろうか？

伊豆潮風館まで
公共交通機関を使う
そこでの出会いは
心のバリアフリーを
伝える力がある
俯瞰した目で
物事を見て！



総合県交渉 第1日目 8月21日(木)10時～ 埼玉会館7B
第2日目 9月5日(金) 13時30分～ 埼玉会館3C

編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会

〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟-403号

Tel 090-7906-9124 Email jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp

郵便振替：00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

<http://www.saii.or.jp> FAX 048-737-1489

発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会 川口市芝新町十五-九 アステール藤野一階

2025 年度 埼玉県障害者施策推進協議会

全ての委員が驚いた「おおぞら号」と「潮風館」問題

6 月 6 日、第 1 回目の施策推進協議会全体会が埼玉会館で行われた。今年度は委員の交代があり、新しい公募委員も迎え第 8 期埼玉県障害者支援計画に向けた活発な意見交換がなされる気配を感じた。

しかし、いくつか気になることがあった。一つは、事務局の用意した事業評価一覧の資料だ。全体がわかるようにという配慮が、逆に文字が小さくなり、委員のほとんどが読むことができない状態となった。下重委員がその点を指摘していたが、事務局をはじめとして職員はパソコンやタブレットを使用しているので、不都合を感じていない。立場の違いや間違った配慮であることを認識していない状況に愕然とした。

もう一つは、全体会が終了間際に、事務局から「おおぞら号廃止は既に決定事項、伊豆潮風館は廃止の方向で議論されていく」という報告があったこと。これにはすべての委員が驚いたと思う。

7 月 10 日のワーキング B（「障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」「障害者の就労支援」のワーキング）で、A チーム委員の万谷氏（きょうされん）からおおぞら号終了と伊豆潮風館廃止について「障害者福祉推進課長及び施策推進協議会会長あての要請文」が出された。結果 8 月 7 日に希望する全委員を集め手弁当で「特別ワーキング」を開催し、「おおぞら号と潮風館」の問題について議論する場を持つこととなった。

当日参加できない委員から書面での意見が出され、共通して感じていることは、一方的な廃止の報告であり「有識者会議」の権限、さらには『私たち抜きに私たちのことを決めないで！』という点だった。

財政の見直しや、制度や事業の見直しが必要であることは皆認識している。しかし、昨年のデイケア事業の問題などもある。県単独事業のような「小さな事業や制度」は、あえてその事業を活用しなければならない少数の人たちだ。

「2006年には、国連において「障がいのある人の権利に関する条約(権利条約)」が採択され、『障がいのある人が個々に必要な支援を得て社会の対等の一員として位置づけられること(インクルージョン)』といった理念が広く浸透し、障がいのある人は、社会の一員としてすべての基本的人権を完全かつ平等に享有し、固有の尊厳を有する権利の主体であると国際的に確認され、同条約採択に至ったものである。』

→障がいのある当事者の意見を最大限尊重し、その権利を保障する総合的な福祉の制定を求めるべきです。」これは、特別ワーキングに提出されたある委員からの意見。

私たちの生活に急接近している「施策評価有識者会議」とは何なのか？（文責:事務局 今井）

埼玉県伊豆潮風館の廃止方針についての意見

2025 年 8 月 7 日

（一社）埼玉障害者自立生活協会 下重美奈子

1. 潮風館廃止の代替え案が不十分

埼玉県伊豆潮風館は、当協会の会員や関係者も数多く利用している施設です。

しかしながら、令和 6 年の施策評価有識者会議で、「伊豆潮風館の廃止に向けて検討を進める」との意見が出され、進めていくことになったと聞きました。

有識者会議では、「全国でもこういう施設を持っている自治体はごくわずか。廃止して、他の方法で障害者の社会参加を支援した方がよい」との意見を受けて、「全国どこでも使える宿泊クーポンの発行を検討する」などの潮風館の替わりとなる施策が提案をされました。

しかし、有識者会議の中でも県福祉部が説明をしているとおり、障害者が安心して泊まれるバリアフリー化された施設はまだまだ不足しています。たとえ宿泊クーポン券が発行されても、同じように宿泊できる施設は限られています。

一方でバリアフリーの宿泊施設を増やしていくための具体的な方策については、有識者会議の中でもほとんど示されていません。

2. 潮風館は利用価値の高い施設

私たち障害者団体にとって、潮風館は、他の民間のホテルにはない利用価値があります。

第一に、施設・設備面が充実しています。

浴室のリフト、車いす用トイレが多数あり、特別室（和洋室）の完備、リフト付き送迎バスなど、一般的な民間ホテルにはない設備がそろっています。敷地もゆったりとしていて、落ち着いて滞在ができます。

第二に、収容人数が大きいことです。

障害者団体の旅行や研修に潮風館を利用しますが、100 人近い人数で合宿をやることもあります。この人数が利用できる施設で設備が整ったところはなかなかありません。

第三に、低廉な料金で利用ができることです。

潮風館は障害者割引に加えて、介助者、高齢者、低所得者などに対しても割引があります。障害者は所得の低い方も多く、このような金額で利用できることは大変ありがたいです。

第四に、潮風館のスタッフが障害のある人への接遇に慣れています。程よい距離感で様々な要望にも柔軟に対応していただけています。

3. 潮風館の今後については利用者も含めた話し合いの場を

以上の理由から、十分な代替案もないまま伊豆潮風館を廃止することは大変な損失と言えます。

潮風館を今後どうしていくかについては、障害当事者や家族など実際に利用している人たちの意見を十分に踏まえて検討を進めていただきたいと思います。



「若い衆トーク祭り ～しゃだんの座談会総結集～」 話し手の皆さんの感想

5月29日に行われた総会後のイベントは若手にも新人にも高齢者にも古参にも好評でした。

「運動」とかではなく、誰もが思ったことを話、話を聞き感じる出会いを大事にしていきたいと強く思いました。

●藤森慎太郎(センター21)

皆さんには障害者の自立に対して共通して持っている情熱があると思います。

ですが、今回集まった私たち『若い衆』の面子をみてわかるように、それぞれ経験していることは違い、その違いに反映されるように、違う視点で物事を見て、違う考え方を持っています。大学通学、大学院の研究を経験してきた当事者(私)、学生のサポートを受けながら野球観戦やいろいろなところに行っている当事者、結婚や出産等を経験してきた当事者、一人暮らしをしている当事者、という違う経験を通して、



今こういった思いを抱えて生きているのかということに、今回の若い衆トークで触れるということができたため参加して良かったと思っています。

また、野望をもって行動していくことが大切だということも今回の気づきでした。

YouTube、音楽等クリエイティブな活動をしたい(私)、独り立ちをして将来的に結婚もしたい、海外旅行に行ってみたいというような、それぞれの野望をもって、その野望を原動力に、日々生きて、他の当事者、介助者、健常の友人と共に色々なアクションをしているのだなという気づきがあり、勇気をもらえました。この感想を書いている現在、私は入院中で一時は大変な状態でどうなるかという思いで不安に駆られ、気持ちに塞ぐこともありましたが、若い衆トークで感じたことを振り返って、前を向き、野望を実現するために今できることからアクションしていこうという思いが芽生えました。リハビリ頑張って、また元気に帰ってきます！

私と同様に、他の当事者やマコトさん（笑）とのやり取りの中で、何かしらの化学反応が起きていればいいなと思います。皆さんの前でトークセッションするという貴重な機会を作っていただきありがとうございました！このトークを楽しく聞いていただいた皆さんにも感謝申し上げます！

●遠藤教充(あぐい)

昨年度開催された若手座談会に参加した。まだ入ったばかりで個別 10 年間埼玉に来て発表した時には、NPO 法人事件をおこし職員が利用者を死亡させなぜ生まれてしょうがいがある人ばかり、自分よ



りもなんの普通に生まれて来た それは逆にパラオリンピックでうにしょうがいをおってスポーツの活用して乗り越えてがんばっている人もおおぜいいるわだ

いがありました。逆のたちばで普通にしょうがいなく生活を送っているが、多くの問題をかかえて命を人間をやめたいとか 逆走とか 自分勝手な事をしている一部の人間です。なぜごしんように自分の身を守るためにきょうきをもっている それは人間としてし

っかくであることです。こうしたニュースを守ってくれない日本の国である。今回は一年間をけいかして いま悩んでいること 困っていること もやもやしていることは？将来の夢、野望、やりたいことは？参加者のもうちょっと深堀してきたことがあればどうぞ、先輩や年配者にこの際言いたいことがあればどうぞ

話し途中で私の名前が出て、今あぐりでしゅうろう支えんでグループホームに入っている。川口市の時には、家の中で生活を送って、通所にはいかせてもらえず職員か NPO 代表、理事長が利用者のうちでみんなが いっしょに身体を動かす農業の話が出て、それはお金をもらえるの

ではという話があり、その話もきえてしまった。この職員はなにをいっているかときたいをうらぎられました。

そこで働いていた坂田さんという職員がおりまして遠藤さんをそのグループホー

ムから引き離して、さいたま市の一人暮らしの生活をして 一年間かけて、坂田さんが紹介してくれ、たあぐりの見沼たんぼでした。

車イスの事が不じゆうな話しが でも心に大学院で研究中全身性介護人制度を使って通学させて無事に卒業して働いております それを聞いて あぐりの由伸さんは あぐりで一番の若手メンバーとして自宅からヘルパーを利用を制度をして、質問され わかりません。おにざわさんに好きな食べ物は 横の人答えがラーメンが好き。それを辻浩司さんから何味ですか、わかりませんと答えておりました。

話し手 8 人の対応ありまして、各一言。この時も由伸さんは わかりませんの事でした。（原文のママ）

●鬼澤なみえ(あぐい職員)

「若い衆トーク祭り」に参加しました、地域活動支援センター 農（あぐり）の鬼澤と申します。農（あぐり）のメンバーを 2 名連れて参加しましたが、みなさんのキャラクターの濃さとパワーに圧倒され、私たち 3 名（私だけかもしれませんが）はドキドキしながらお話をさせていただきました。

農（あぐり）は定員 10 名と少ない事業所なので、一度にたくさん人たちの前で話すことが全くと言っていいほどありません。今回、一緒に参加した 2 名の方たちも、普段とは少し違った雰囲気でしたが、

参加した後は「楽しかった」と話してくれました。また、このような機会があったら参加したいか聞くと、「参加したい」とも話していました。いろいろな人たちと顔を合わせること、あの場の雰囲気が 2 人にとって「楽しい」と思わせる要因だったのかもしれません。

話は変わりますが、今回参加させていただいて感じたこと、考えたことを書かせていただこうと思います。暮らしを中心に話が広がっていきましたが、一人暮らしをしているか、ヘルパーさんを利用しているのか、家族と暮らしているのか、といったことが多く取り上げられていたと思います。その話の中で私は「暮らし」は、「意思決定」の連続だと思いました。「こう暮らしたい」「ここに住みたい」「ここは助けてほしい」など、暮らし方は人それぞれです。その暮らし方を実現するためには、自分の意思を伝えていかなければなりません。伝え方はいろいろあると思いますが、「自分の意思」が重要でこの「意思」をどう暮らしに繋げていけるかが、それぞれの人の暮らし方に影響してくるのかなと感



しました。ここで、思ったのが自分の意思を上手に伝えられなかったとき、または、自分から発信しないときに、周りがその人の意思をきちんとくみ取れるか……。これは、永遠のテーマだと思います。

「意思決定」というのは本人が行うことであって、周りが行うものではありません。本人が決定を下すまでに時間がかかる場合もあります。また、本人が決定を下しても周りが納得しない時もあります。そう考えると、暮らし方を決めることは、相当な時間がかかるなと改めて感じました。暮らしはその時の状況や環境で変化していくものです。その時にベストな暮らし方ができるように、日々、アンテナを張っていくことが大切だと思いました。

●鈴木吉伸(あぐい)

鬼澤 : 25 日に参加したお話し会の感想を教えてください。まずは、由伸さん。おもしろかった？おもしろくなかった？

鈴木さん : おもしろくなかった。

鬼澤 : なんで？

鈴木さん : わからない。

鬼澤 : 難しい内容が多かった？

鈴木さん : 難しかった。

鬼澤 : 一人暮らしの話をしていたが、由伸さんはお母さんと一緒に暮らして

いくのか、お母さんと離れて暮らすのと、どちらがいい？

鈴木さん : まだ、わかんない。

鬼澤 : 遠藤さんは実家で暮らしているのと一人暮らしはどちらが快適ですか？

遠藤さん : 一人暮らし。

鬼澤 : なぜですか？

遠藤さん : 親に文句言われなくて済むから。

鬼澤 : 遠藤さんの話を聞いて、一人暮らししてみたいと思った？

鈴木さん : (一人暮らしは) したくない。

鬼澤 : 遠藤さん、文句言われなくて済むからと言っていました、親からどんな文句を言われたのですか。

遠藤さん : 勉強しなさい。小学校のころ。大人になってから、親も年をとってるから、早く自立しなさい。と言われていた。考えてみたら、親が先に亡くなるから、親にばかり頼っていたらダメだなと思った。

鬼澤 : 遠藤さんの話を聞いてどう思った？

鈴木さん : ちょっとわかんない。

※最後に鬼澤が、また話す機会があれば参加したいかと 2 人に聞いたところ、参加したいと言っていました。

※ あぐりの皆さんが作った野菜、毎週水曜日取り立てが 埼玉県庁第二庁舎玄関脇のアンテナショップ かっぱで販売しています。

かっぱでは今年度も職場体験実習を行う予定です。興味のある方はご連絡を
アンテナショップかっぱ 048-830-7788 (担当板倉)

●飯田渉太(くらしセンターべしめ)

社団の総会で初めて僕はしゃべりこの座談会を振り返りながら 私自身が思うことをそのまましゃべり私自身 同年代の知り合いでき 藤森さん含めてさそうさん含めて一緒に出かける友人もできて遊んだり またいろいろな発見もできてよかったと前向きに私自身なれました。結婚 私がしたいと言ったのは 私自身の正直な気持ちと私の歳と 考え方も含めてどのように生きていきたいのかと考える時間が増えて 1 人暮らしだとさみしさ含めてふと考える時間増えました。やっぱり 今回の座談会をとうして一番感じたことは たくさんの人に出会いながら吸収できて遊んだりなどなど 繋がって行くことができることが大きい刺激繋がり スポーツ観戦と同じぐらい楽しいなあと感じることができました。

●森住由香里 (せんげん台せ一緒、パタパタ)

今年から始まった座談会でお世話になった人たちが全員顔合わせ、顔合わせてくっちゃべりました。1 人 1 人自己紹介と色々話しましたが、その中にいたメンバーの方のお母さんがとても印象的だった高校出たらお母さんと離れて済むんだからね。とずっと言い聞かせてきたという実際に母親が生きてる間に失敗したら戻ってくるところがある。うちにこの子だそうと思い家探しもお母さんが探していた。心配は心配だけど、手を離すというというのはできそ

うで、できないことだと思った。生きてる間は私が見るっていう人たち。親が多い中でそうやって経験を積ませてくれるそれこそ二人三脚で突き放してもいるかが大事な物件探しとか手を貸してくれる時は手を貸してくれるべったりはしないというのがすごいなと思ったし、ある意味羨ましくもあった。

でも一方で私は最近こうすごい自由にもなれるし、人の目を気にせず暮らせるけれども。孤独でもあるなって思うヘルパーとか友達とかいろんな人出入りしてくれているが 1 人の時間が寂しくもなる

でもやっぱりみんなを呼べるし、楽しいこともできるし、どちらかというの良い方が大きい

でも私は 1 人で満足しちゃいけないとずっと思ってる。なんでなんでって娘と住めないんだろうと考える。日々で考えれば考えるほど考えれば考えるほど。頭がおかしくなる時もあるだからね。娘が選ぶまで待とうと思う。気持ちに今はなっている私もいますが…まとまりませんが、こんなところです。こういうのを？とどんどんいろんな人ともっともっというんな人とやっていきたいと思いました。先日はありがとうございました



●橋本和憲(NEUE)

一ヶ月前に社団の人から総会で話をしてほしいと言われました。

どんな話をしたらよいか、ちょっと不安だったけど行ってみると話をする人が5人いました。質問形式だと聞いて少しホッとしました。

ぼくがしゃべったのはコロナ前はノイエに週5日通っていた事と今は週2日通っている事。そしてノイエに行かない日は大宮で遊んでいる事を話しました。そうしたら会場の人から「そんなに大宮って楽しいですか？」と言われました。ぼくは楽しいので「はい!」と答えました。

5人のパネラーの中で1人だけ、ひとり暮らしをしている人がいました。

24 才の男の人でお母さんと一緒に来ていました。

そのお母さんの言った言葉で印象に残っている事があります。

その言葉とは

「いずれお母さんたちがいなくなるんだから、ひとり暮らしをしないとね」と小学6年生位から言っていたそうです。ずっと言い続けていたそうです。

ぼくのお母さんは「あなたは風邪をひいたらどうするの?」とか「何も出来ないんだから、あなたはひとり暮らしは無理よ」と言います。でも、ぼくは、ひとり暮らしをしたいです。

普通、肢体不自由な子を持つお母さんは、あまりひとり暮らしをさせないから、24才の男の人のお母さんはすごいなあと思



いました。びっくりしました。

今回、会場からぼくの話が面白いと言われたので、また機会があったら話したいです。あと、終わってからの飲み会も楽しかったです。また参加したいです。

●諏佐蒼真(ねこのて)

若い衆トークに参加して僕は、皆さんそれぞれ色々な生活を送っているんだなと思いました。皆さんやはり一人暮らしをしたいけどご家族の説得が難しく本人の意思と違うと言う声が多いように感じそれに僕の記憶にはなかったのですが、母の話によると小学生の頃からあなたはいずれ自立する事になると洗脳していたようです。

でも僕は母の洗脳とは関係なく、21歳の時にねこのての先輩方から色々な一人暮らしの話を聞いて、川口市では重度訪問介護を使って親から離れ、独居生活をしている人がたくさんいるという情報を聞いて、自分も出来そうだと思い、一人暮らしを始める事になりました。母も凄く協力してくれたのでとてもスムーズに一人暮らし

しを実現する事が出来ました。母にはとても感謝しています。



実際に一人暮らしをしてみると、自分が今までいかに自分の事を人任せにしていたかが身に染みて分かりました。自分で一日のスケジュールを立てたり毎晩の食事を考える事が最初のうちは大変でしたが、食事のメニューはクラシルというアプリを活用したり、スケジュールはその時の気分で決めています。母と過ごしている時には中々自分のペースで予定を組むことが難しかったのですが、一人暮らしを始めてからは母の都合に合わせることなく自分のペースで決める事が出来てるので、とても嬉しく思います。

僕が一人暮らしをして分かった事は、ヘルパーさんは利用者さんが暮らしていくために必要な存在だと言う事が分かりました。これからもヘルパーさんや周りの人への感謝の気持ちを忘れずに生活していこうと思います。

最後に、これからの目標についてお話しします。僕は今後、たまにはヘルパーさんのいない生活もしたいので、半自立をしていくために、家で少しの間、自分一人で過ごせるように工夫したり、自力で物事ができるように体を鍛えるように努力して

いきたいと思います。僕はこれからも一人暮らしをしたいという人も増えていくと思うので、障害者が住みやすい地域社会になっていくと良いなあと思います。

●諏佐佳子

「若い衆トーク祭り」に参加させていただいた諏佐蒼真の母です。

皆さまのお話を聞いて、“周りや環境を動かす力とは、発言や行動するとことで生まれるものだ”ということを改めて感じる事ができました。

誰かの本気の決断ってすごい力を持っていますよね。

この会がもっとたくさんの人と若い世代につながっていけるといいなあと思いました。

当日まさか私にまでマイクが回ってくるとは思いもしなかったのですが、障害当事者の家族の“考えのひとつ”として知っていただく良い機会をいただけたことに感謝しております。

重度障害者の一人暮らしというのは完全な自立が難しく、多くの場面でヘルパーさんの助けが必要となります。「完全自立」とか「自由」が手に入る夢の暮らし！ではないことが多々あるのが現状ですが、やはり親なき後の終の棲家のことを考えると、私としては一番難しいであろう一人暮らしに挑戦させていることには意味があると感じているところです。

親なき後の選択肢はいくつかありますが、実は最初は自分で小規模グループホーム

（重度身体障害者向けに）を立ち上げようか…なんて考えたこともありましたが、大型のグループホームに入所させるのは簡単ではないし、だいぶ遠くの地方行きなんてこともあるのかなとか…。

一度きりの人生ですから、重度の障害があっても人間らしく自分で意思決定をしながら楽しんで生きてほしい！いろいろ考えた末、一人暮らしという選択になった。というより、小学校高学年から「大人になったら一人で暮らせるように」と洗脳して育てたと言いましょ…。傍から見たら冷たい母親とか無責任な母親として映ることもありましたが、彼の保護者は私ただ一人です。私にもしものことがあって突然離れ離れになることを想像するほうがもっと恐ろしいと思いました。

なので、一人暮らし＝手放しということではなく“いつでも戻ってこられる場所”として今は蒼真の応援団の団長を務めているところです。

母として、子育ての段階で足りなかった部分をずっと反省しつつ、そして未だに課題になっていることも抱えたままではありますが、周りの方々からの手厚い助けを借りながら一人暮らしを継続させていただいています。

我が家の場合は、母がずっとそばにいてくれるのも毒になることがありますので（なかなかのクソ親なので）今の距離感がちょうどいいかも…？

まだまだ勉強中の 26 歳の青年。これからどんなことがあるかな？

自分の人生を思う存分楽しんでもらいたいです！

でるでる CLUB 下見をやって

2025 年(令和 7 年)7 月 6 日(日)に、東京都千代田区神保町の古本屋街を、下見に行きました。10 時 30 分に、東京メトロ半蔵門線神保町駅を降りて、地上に出て、SUITE SELECT 神田神保町衣料品店(7 月 21 日閉店)前に集まって、会沢完さん、内山さん、森住さん、杉本さん、八木井さん、渡辺さん、植田さん、並木で、下見をしてきました。

お昼は、丸亀製麺で、みんなで、うどんを食べました。

下見をしてわかったのは、古本屋街は、日曜、祭日(祝日)は、お休みが多く、土曜日もしゃべっていない？月曜～金曜しか、しゃべっていないのが、わかりました。会沢完さんは、古本屋街は、大変でした。なので、完さんは、途中で帰りました。

神保町のサイゼリヤで、緊急会議を行い、でるでる CLUB の実施日を、9 月 27 日(土)から 9 月 28 日(日)に変更することを決め、急遽、神保町から押上まで行って、東京スカイツリーの下見をすることに、決まりました。

当日の行きと帰りのみんなの集合場所と東京スカイツリーまでの行き方、帰り方の確認、トイレの確認、貸し出し用の車イスの確認、チラシ用の写真などを、撮りました。

帰りは、ヘルパーなどの関係で、16 時くらいには、東京スカイツリーを出発する人と 16 時 30 分頃には、帰る人に、分かれました。各々、東京スカイツリー押上駅で、解散しました。

でるでる CLUB 2025 年度は



9 月 28 日(日)

東京スカイツリー
かな？

ご案内はもう少し
お待ちください

で あ 出会えないのはなぜ？

だい 22 かい しょうがいじ ふ つうがっこう ぜんこくれんらくかい
第 22 回 障害児を普通学校へ・全国連絡会

ぜんこくこうりゅうしゅうかい
全国交流集会

in さいたま
埼玉

わけないで わけないで
あなたのつこうでわけないで

日時: 2025 年
11 月 22 日 (土)、23 日 (日)

22 日 (土) (※12:00 受付開始)

全体会: 13:00~15:30

分科会: 16:00~18:00

懇親会: 18:30~20:00

23 日 (日)

分科会: 9:00~10:45

全体会: 11:15~12:30

会場: 岩槻駅東口コミュニティセンター

大宮駅から普通 11 分、急行 8 分
東武アーバンパークライン岩槻駅徒歩 1 分

連絡・問い合わせ先

Email: donokomol1987@yahoo.co.jp

090-4938-8689 (大坂) / 048-942-7543 (竹迫)

主催: 障害児を普通学校へ・全国連絡会

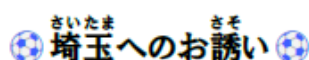
障害児を普通学校へ・全国連絡会 全国交流集会 in 埼玉実行委員会

共催: 埼玉障害者市民ネットワーク/(一社)埼玉障害者自立生活協会/埼玉高等学校教職員組合/埼玉教職員組合
/埼玉教育労働者組合/みんな一緒に・埼玉連絡会/どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会

後援: 日本教職員組合/埼玉県/埼玉県教育委員会/さいたま市/さいたま市教育委員会/

DPI 日本会議/ピープルファーストジャパン/全国公的介護保障要求者組合

協賛: 坂戸たけとんぼの会/共育(ともいく)の会/NPO 法人のらんど/埼玉県移送サービスネットワーク/TOKO/
さやまのペンギン村/誰もが共に生きる地域をめざすべんざん村/キャバツの会・新座共育研究会/地域活動
支援センターめだか工房/NPO 法人とことこの家



資料代:2日参加 3,000円、1日のみ参加 2,000円
 ※会場参加とZOOM参加は同額になります・
 ※資料不要の介助者と高校生以下は無料です。

34才でセーラー服を着た私

実行委員長 野島久美子

私は小さいころは養護学校だったけどつまらなかった。自分が出せなくて泣いてばかりいて、朝同じ時間にげろ吐いていました。原因はわからないけど、高等部卒業してピタッと止まりました。施設に入って、今度は体が不安定になってきました。それでわらじの会に入って、たまたま東武電車のエレベーターを作る運動に参加して、その時に原みっちゃんという子と出会い、本当に重度障害者で、こんな子をなんで普通学級にいさせるんだと思いました。

家出して一人暮らしをするようになって、猪瀬良太くんたちが地域の高校に行きたいと何度も受検したんだけど入れなくて、社会人の障害者が県立高校受検したらどうかという話が出てきて、じゃあ私も入るって10人ぐらいで受検しました。与野高校を受検した私と武内もとみちゃんがダメで、私は2年目に合格しました。

そういうことがあって、でもわたしは大人になって普通学級(高校)に入って楽しかったです。はじめて持った定期券で通学したのがすごくうれしかった。テストがあって0点を初めてもらった。養護学校は勉強できなくても点はくれるから、これが0点だって初めて知りました。通信簿だってきれいに1が並んでいました。1年留年したけど卒業しました。ぜひ埼玉に来て、皆さんの体験も聞かせてください。

全体会の案内 13:00~15:30

シンポジウム「出会えないのはなぜ？」

駅にエレベーターも付いたし、介助の制度もだんだんとできているし・・・その割には街中に障害者がいないし、職場で働く障害者も限られているし、特別支援教育に進む子どもがとて増えている。これが共生社会？このまま分け続けられるのか？やっぱり一緒にいるのがいい！変えていこうよ！まずは「出会えないのはなぜ？」と、これまでや現状を掘り下げてみます。

ファシリテーター 小国喜弘さん(東京大学大学院教育学研究科所属バリアフリー教育開発研究センター) インクルーシブ教育の実現に向けて各方面で講演、提言を行っている。

木村俊彦さん(新座市)
 元養護学校教員、元市議。キャベツの会を結成。地域福祉と共に、就学問題に取り組む。

シンポジスト

石川孝助さん(小川町)
 元小学校教員、埼玉教組。埼玉人権代表として人権・同和教育を進めてきた。

三井絹子さん(国立市)
 かたつむりの会。全国介護保障要求者組合で文科省交渉に取り組んでいる

野島久美子さん(春日部市)
 埼玉障害者市民ネットワーク代表。武里団地暮らし、自立生活40周年を祝った。

山下浩志さん(越谷市)
 1970年代に「わらじの会」が発足。現在は「せ一緒」で職場参加に取り組む。

ぶんかかい ぶんかい

分科会の案内 (1日目 16:00~18:00、2日目 9:00~10:45)**第1分科会 …まずは保育園、幼稚園、学校で会いましょう**

就学相談やその手続きなどにおいて、共に学ぶための、行政を動かした先進的な取り組みや、実際に保育園や学校にお子さんを通わせている保護者の方からのお話を伺います。みんなと一緒にわくわくして同じ社会の入り口でスタートするために。

埼玉の新座市や大阪の就学の取り組み、千葉からは保育制度を変えた取り組み、北海道からは特別支援学級から普通学級に転籍して学んでいる報告があります。

**第2分科会 …みんなが居られる学校とは**

共に学び遊んでいく中で、わかりあえない時や間違えたり失敗することがあっても、そして時には不登校になっても、大丈夫な学校にしようよ。不登校や特別支援学校で学んだ体験を交えて分離教育の問題を考え、地域の学校を変えるために知恵を出し合ひましょう。

不登校体験からの公教育に対する疑問、当事者の大学生からは、高校からは特別支援学校へ行かされた体験からの分離教育の歪みについて聞きます。さらに、さまざまな子どもたちが互いに気づき合うクラスづくりに取り組む実践報告があります。

第3分科会 …「合理的配慮」を問い直す

文科省が「支援」と言い換えている「合理的配慮」って何？要はどんな人も同じ社会で暮らそう、そのために必要なことは手助けし保障しましょうってこと？合理的配慮が必要ない世界になればいい？ エッ？ちょっと違うと思う？そんなことを掘り下げましょう！

34才の女子高生が通学することで学校や街が変わっていった報告や、「全身性介助人派遣事業」を利用した学校生活の報告、また、小学校教員(東京都)の立場から合理的配慮についてどう考えるかを聞きます。障害者権利条約における合理的配慮を再確認します。

第4分科会 …“共に学ぶ”と“共に働く”の間を考える

地域で共に学んだ延長で、地域で共に働くことはできないのか？養護学校義務化前は、特殊教育卒業生も今より共に働いていた。養護学校義務化後、高等部に皆行き、地域が遠くなった。法定雇用率は上がるけど、学校で増産された「障害者」を賄いきれず、特例子会社、代行会社が拡大、「働く」の分離が進んでいる。雇用促進法は地域の大多数の小・零細企業を応援できていない。「共に働く」が進まないのは共に学べていないから？

卒後を語るときあまり語られていない「共に働く」を取り上げます。通常学級で学び地域のつながりを作り育てながら就労し働き続けている報告や、共に学んだ経験がなくまずは職場に入ってから働くとかかりや地域のつながりを作っていく職場参加の取り組みの報告、経営者側から発言などがあります。

もうしこみあんない

申込案内

(申込み期間 2025年9月30日 まで)

参加申込み方法(以下の①～③の方法でお申し込みください)

※保育並びに情報保障は事前申込が必要です。

① URL : <https://forms.gle/rYQSHGx4uEPY9ehq8>、または右のQRコードからお申し込みいただけます。1人ずつお申し込みください。資料が不要な介助者についてはフォーム内で介助者の人数を入力してください。

② メール donokomo1987@yahoo.co.jp

③ FAX 048-942-7543 (タケサコ)

メール、FAXの場合は、①メールアドレス②名前、フリガナ③電話番号④郵便番号⑤住所⑥所属⑦参加方法(会場参加か、ZOOM参加か、会場参加の場合は介助者の人数も)⑧参加日程(全日程参加、1日目、2日目のみなど)⑨参加分科会⑩保育希望の有無(お子さんの名前、年齢、保育上の配慮事項等)⑪情報保障の要否(必要な場合その内容)⑫懇親会参加希望(希望の場合は同行する介助者人数も)を記載してください。

資料代の振込先(*振込みは、参加申込書提出後おおむね1週間以内でお願いします。)

※参加費(資料代)2日参加3,000円、1日のみ参加2,000円

会場参加、ZOOM参加は同額になります。資料不要の介助者と高校生以下は無料です。

金融機関 ゆうちょ銀行【店名】〇三六【店番】038 普通預金0837061 タケサコ カズコ

注意!!

申込期間終了後に申込を希望する場合、フォームでの受付は終了しますので、必ずメールでご連絡ください。ZOOM参加の場合、資料代の振込の確認が取れましたら、後日(11月20日までに)集会資料、IDとパスコードの送付をします。ご確認ください。会場の場合、資料代は当日現金でのお支払いとなります。

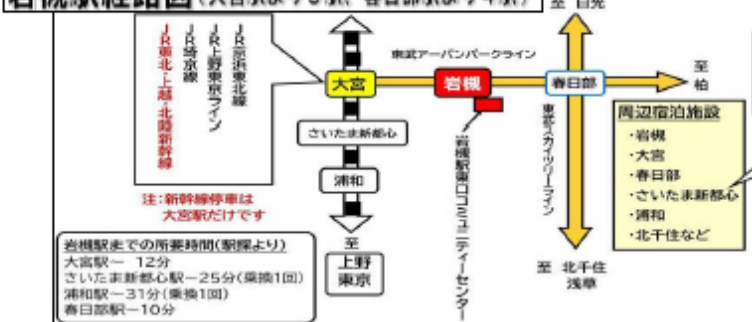
※懇親会について

中華台湾料理 雅致 本集會会場向かいのビル《11月22日 18:30~20:00》

会費:4,000円(介助者も同額)、小学生1,000円、小学生未満無料(集会当日受付にて現金で徴収)

* 完全予約制 先着80名までです。上記参加申し込みの際と一緒に申し込んでください。定員になり次第締め切ります。

岩槻駅経路図(大宮駅より5駅、春日部駅より4駅)



宿泊場所は各自で早めにお探してください。

問い合わせ先 Email donokomo1987@yahoo.co.jp

090-4938-8689 (大坂) / 048-942-7543 (竹迫)

STOP KILLING GAZA ANKO

2024 年 8 月 17 日から 12 月 1 日まで、ピースボート 118 に乗って地球 1 周をしてきた。本当ならばスエズ運河を通るはずだったが、2023 年 10 月 7 日のハマスがイスラエルへ攻撃を開始し争いが続いていることで、スエズ運河を通ることができなくなった。その船の中、GAZA について岡真理さんが 5 回に分けて講義を行った。そこで初めて GAZA で何が起こっていたのか、パレスチナの人たちはどんな暮らしをしているのかを知った。2023 年 10 月 7 日が始まりではなく、それ以前からイスラエルの占領下となった GAZA の人々のひどい環境を知った。水も食べ物も電気も医療も移動することさえも制限されている。戦争という直接的な死ではなく、暮らしの中で死んでいった間接的な死者の数は 20 万とも言われていると話された。



ピースボートの旅は寄港地滞在はほんの数時間。けれど、地球 1 周というのは、あの陸の向こう側で戦争が起きているとか、自分の国を追われて砂漠で暮らしている人がいるとかを、この船のすぐ向こうで行われているのだと感じる。そして世界が地図や地球儀や本や物語のようではなく、私の今の時間と続いているのだと実感することができた。だから今・・・私に何ができるのか？ とにかくは意思表示からしか始まらない。

なぜ STOP KILLING GAZA にスイカの絵なのか・・・

1990 年代初頭に日本・アジア・アフリカ・ラテンアメリカの美術家会議の人たちがパレスチナを代表するアーティストを日本に招いて展覧会をした。その時に彼は「日本に来て初めて自分は人間として生きている。日本で日本人が生きていることが人間として生きるということならば、GAZA で自分は一度も人間として生きたことがない。だから自分の年齢は 7 日なんだ」と言ったという。当時パレスチナのシンボルである旗も禁じられていた。パレスチナの画家アーティストのスレーガン・マスールと言う人がその時にそれに抵抗してスイカの絵を描いた。スイカにはパレスチナの旗の色（白・黒・みどり・赤）のすべてがあるから。批判されると「いや、私たちは単にスイカの絵を描いたんです」と。スイカを見たらパレスチナ連帯を思い出してくださいと、講義「封鎖という構造的暴力」で岡真理さんが教えてくれた。STOP KILLING GAZA=GAZA の殺戮を止めよう これは 2024 年 5 月 11 日と 9 月 21 日にピースボート船上からみんなで掲げたメッセージ

このキーホルダーを手にした人たちから心ばかりのカンパが集まっている。2024 年 8 月から 1 家族 5 人程度で 4～5 日分の野菜セットを！というキャンペーンを船上でも行い 2024 年 12 月までに 300 個を GAZA に届けた。そのピースボートパレスチナ中東プロジェクトを通して寄付したい。ただ、このキーホルダーは売ることが目的ではない。これを手から手に渡すことで、話をしてほしい、知って欲しい、声をあげて欲しいのだ。（ぺんぎん村ゆうびん NO464 より転載）



おまけのページ

20 年ほど前にピースボートにイスラエルとパレスチナの若者を招待して、一緒に旅をしたそうだ。初めは歪みあった若者たちが会話をし、寝食を共にすることで、最後にはお互いが同じ人間であることに気づき、お互いが平和に向けて取り組むことを約束し、実際にそれぞれの国に戻ってから交流しながら、模索していたと聞く。この話は実は後日談があって、私の姉もその時に同じ船に乗っていて、その様を目の当たりにしていたのだと先日知った。GAZA の問題は 2023 年に始まったわけではないということを、私の身近で証言してくれる人がいた。

2023 年 1 0 月 7 日のすぐ後に、ピースボートとしてその時のパレスチナの若者と ONLINE で対談をしたそうだ。その映像を 10 月 7 日の 1 年後になるころに、船の中で流してくれた。その時、パレスチナの若者が「世界は何もしてくれない。GAZA の今の状況をずっと眺めているだけなのか？あなた方は何をしているのですか」というようなことを語っていた。

それを聞いているピースボートのスタッフの、もどかしく、その通りであるとでもいうような悔しそうな表情を見た。遠めだったがうっすらとくやし涙を浮かべているようにも見えた。その時まで、乗船しているその時でさえ、ピースボートの船内での、あまりにも前向きな全体のムードに、私は違和感を感じていた。しかし、目の前にいるスタッフの悔しそうなもどかしそうな表情を見たときに、なぜか共感もてた。遅々として進まないことでも、続けなければならないことがあるということに。

ここ数か月で、ワールドニュースやネット配信では、ヨルダン川西岸地区や GAZA のニュースが流れるようになった。子供たちがやせ細って亡くなっていることや食料が人為的に制限されて「飢饉」を作られているということが公になってきた。一年前の私はそんなことなど全く知らずに、目の前の事だけに集中していた。けれど、その数か月後にはピースボートの船内で GAZA の話しも今でも植民地とされている西サハラの話しを聞き知ることとなった。けれど・・・その時から知っていたけれど、つい最近まで、心に悶々としているだけで何もしてこなかった。自分の目で見ただけでもなく体験したわけでもないことに対して、発言することに臆していたのだ。今だって、通信に掲載しようかどうか迷っている。自信がもてないからだ。でも・・・と、今回おまけのページを作ることにした。

パレスチナ中東プロジェクト	郵便振替	00180-3-177458	加入者名	ピースボート
---------------	------	----------------	------	--------

私たちも日々障害を持つ人との地域での生活が遅々として進まない。高校進学はおろか、最近では地域の普通学級へだって進まず、思っている方向にはなかなか進まない歯がゆさの中にいる。	自分たちのやっていることが無駄ではないか？	地域でと言いつつ、当人や家族たちはむしろ、困られて安全に暮らせることを望む方がほとんどと強くなっている。そして、ますます誰かが一緒にいられる地域が遠のいて行っているような苛立たしさと無力感に押しつぶされそうにもなる。それでも、この人たちが一緒にいることの楽しさや彼女たちから学ぶことの多さに本気で、大切さを感じている。	矛盾したそしてなかなか前に進まない物事を、毎日の生活の中で笑いも含めて続けている。	微力だけど無力じゃない
--	-----------------------	---	---	-------------

2025年7月8日

埼玉県教育委員会教育長様

どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会

代表・斉藤尚子

埼玉障害者市民ネットワーク

代表・野島久美子

要望書

日頃より、障害のあるなしにかかわらず高校で学べるようご尽力いただき感謝申し上げます。

5月16日には木村真指導幹はじめ4人の担当者にご出席いただき「新担当者との顔合わせ」を行いました。

① 「継続する課題」の1にあるように、「1987年秋に障害のある生徒たちが高校の門をたたき始めて以来、これまでの経過の中で県教育局と埼玉連絡会の間で確認されてきたこと」（34項目）を再度確認して今年度の話し合いを進めていくようお願いしました。

② 昨年度に引き続き今年度の課題も「知的な障害も含め、法を踏まえて差別なく、高校進学を希望する人を受けとめていく」としました。

③ 今年11月22日・23日に岩槻駅東口コミュニティセンターにおいて「障害児を普通学校へ・全国連絡会全国交流集会 in 埼玉」が県及び県教育委員会の後援も得て開催されるにあたり、ぜひ県教育局からもご参加いただけるようお願いしました。

日本は2014年に障害者権利条約を批准し、2022年には国連障害者権利委員会から総括所見が出されています。総括所見では、全ての障害のある生徒があらゆる教育段階において合理的配慮が提供されインクルーシブ教育を受ける権利があるとしています。権利条約の批准に伴って、障害者差別解消法など国内法も整備されてきています。

しかしながら、分離教育である特別支援学校（特に高等部）が未だに増設されており、一方、知的な障害や重度の障害のある生徒にとって高校の門はなかなか広げられていきません。「魅力ある県立高校づくり」と称して、さらなる高校の再編（統廃合）も計画されています。2027年度から新たな入学者選抜制度に変わりますが、「障害のある生徒に対しては、合理的配慮を行い、障害のあることにより差別的な取扱いにならないよう十分に留意してまいります」（県民コメントに対する県の考え方）としていただけです。

県は共生社会をめざすとしながら、障害のある人となない人の働いたり暮らしたりする場のふり分けが進んで「分離した教育は分離した社会を生む」ということが現実となってきています。小中高と一緒に学び、共に生きられる社会にしていける責任を負う貴局に対し、以下、要望いたします。

1、2027年度（令和9年度）から変わる「埼玉県公立高等学校の入学者選抜制度」について

私たちは障害のあるなしにかかわらず高校で学ぶことを希望する「どの子ども」が学べるよう話し合いを続けてきました。多様な生徒を受けとめていく柔軟性のある入試制度を求めています。新たな制度が「選抜の特色化」などにより能力主義が強化されているのではないかと懸念しています。県教委から出されたリーフレットには「多様な人々と協力しながら、よりよい未来を創っていける人に育ってほしいと思います。」と書かれています。そのためにも障害のある人も含めて多様な生徒を、まずは受け入れていくことを強く希望します。

「令和9年度入学者選抜 実施要項・選抜要領（暫定版）」について質問・要望します。

① 「（特別な配慮を要する）措置については公正さが保たれ」とありますが、公正でない事例を上げてください。

② さらに「その実施に伴う負担が過重でないとき」とありますが、これまでに負担が過重で行わなかったり、他の方法で行ったりした事例を上げてください。

③ 「学力検査等の措置願」が提出された場合には、これを選抜のための資料とするとしていま

す。「面接の得点を算出する際に配慮する」(30 点満点が基本点)としていますが、具体的にどのような基準で配慮するのでしょうか。

学力検査や調査書についてはどのように配慮するのでしょうか。

- ④ これまであった入学願書の『「学力検査等の際配慮を要する措置」欄に○を付すこと』という項目がなくなった理由は何でしょうか。
- ⑤ 全員が「自己評価資料」をもとに「面接」を行うことになり、自らの言葉で表現するとありますが、書くことや話すことがむずかしい場合がありますので、本人にとって可能な方法で行うようにしてください。また、「学びに向かう力」などとありますが、表現することがスムーズにできないことから意欲がないと判断され不合格となったケースがあります。そのような事態が起こることのないよう、学びたい意志を受けとめるよう、高校への指導を行ってください。
- ⑥ 定員割れの場合は、まず第 1 志望者を入れて、空いた人数を第 2 志望者から入れてください。
- ⑦ 入学者選抜の基本方針にある「能力・適性」という文言を削除してください。「能力・適性」は「医学モデル」に基づく考え方であり、特に入試においては点数という狭い判断基準で測っています。これからは合理的配慮も得ながら一緒に学んでいく「社会モデル」に変えてください。

2、どのような障害があっても高校で受けとめていくための条件整備を行ってください。

- ① バリアフリー法の令和 7 年度末の整備目標は
 - ・車イス使用者用トイレ・・・避難所に指定されている全ての学校
 - ・スロープ等による段差解消・・・全ての学校
 - ・エレベーター・・・要配慮児童生徒・教職員が在籍する全ての学校となっていますが、現在の設置状況を教えてください。
また、障害のある生徒が在籍する、しないにかかわらず、当然の環境整備として設置してください。
- ② 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が今年 4 月 25 日に施行されました。学校の設置者は、保護者の付き添いなくても適切な支援が受けられるよう、看護師等の配置など行うようになっています。
 - ・令和 4 年度の文科省調査結果では、埼玉県の高校では医療的ケアの生徒は 0 となっていますが、5, 6, 7 年度は何人在籍していますか。
 - ・在籍している場合、支援体制はどのようになっていますか。(看護師、養護教諭、保護者の付き添いなど)・過去に在籍していた事例で、支援体制や工夫した内容(トイレのスペース、ベッドの設置など)を調査し、今後に生かせるようにしてください。調査で把握した事例を小中学校及び本人・保護者に周知してください。

中学校での授業や評価の合理的配慮について

- ① 「障害がある場合など、学習活動で生じる困難さに応じた方法を工夫すること」となっていますが、その実施状況の把握は行われていますか。どのような方法で把握していますか。
- ② 「障害の有無にかかわらず、多様な楽しみ方を共有すること」となっていますが、体育で参加する工夫がなされなかったり、低く評価されたりして悩む事例が未だにあります。他の教科も含めて県全体の調査・指導をしてください。
- ③ 中学校の授業や評価で合理的配慮が行われないと、調査書の評価も低くなります。学校毎の合理的配慮の違いをどう評価するのか、不公平が生じています。その不利益をどのように回復しますか。措置願が出された場合には、調査書の得点を算出する場合にも配慮すべきではないでしょうか。

以上、文書による回答をお願いいたします。

2025 年 7 月 1 6 日

埼玉県知事
大野元裕殿

埼玉障害者市民ネットワーク
代表 野島久美子

要望書

日頃より、埼玉県の福祉向上にご尽力いただきありがとうございます。

私たちは「障害のある人も、障害のない人も地域でともに」をスローガンに、どんな障害があろうと、当たり前に分け隔てられることなく地域で共に育ち学び暮らしあう社会の実現に向けて活動する埼玉障害者市民ネットワークです。

暑い夏に障害者福祉推進課を中心に各課のご協力を得て行われる「総合県交渉」を年に 1 度の大切な時間としてとらえています。

2022 年 9 月に出された国連の「総括所見」や、昨年 7 月の最高裁判所大法廷の「優生保護法違憲判決」、そしてやっと動き始めた国の「脱施設」の動きを注視しつつ、私たちの暮らしの中から湧出する課題をまとめ要望としました。

私たちの真意をくみ取り、「共生社会」実現に向けて心のこもった対応をお願いするものです。

1. さべつとじんけん

① 脱施設

2016 年 7 月のやまゆり園事件以降、毎年問いかけてきた県立嵐山コロニーの退所数や退所理由について、「嵐山コロニーを退所するときは、死んで退所が一般的である」ということがわかりました。

国でもやっと入所瀬施設のあり方の検討が始まりました。その論点の中心は昨年 の 要望 と 極めて近いものと思います。

「地域での共生」をめざす私たちの今年の要望は、昨年と同様の項目を要望とします。

- A) 県として入所施設から地域移行のロードマップを作成してください。
- B) 国の地域移行の数値目標は 6 % と言われています、埼玉県の目標を教えてください。
- C) 地域移行政策とその予算を作ってください。
- D) 私たちは、県の考える待機者とは「親亡き後を心配する親」であって本人ではないと、また「待機者」と言われる数には重複申し込みをしている数もあるのではないかと考えます。
「待機者」の数字的な内訳と実態を教えてください。
また、せっかく地域で住んでいるのだから、そのまま地域で住み続けられる政策を検討してください。
- E) グループホームに頼らない政策を検討してください。
埼玉県では「自立生活をする人たちの共同住宅」としてある県単事業の生活ホーム事業の有効性が見えてきます。この制度の拡大充実もその選択肢として検討してください。

また、世界に誇れる全身性障害者介助人派遣事業も活用できます。

- F) そして、国の「障害者の地域生活支援も踏まえた 障害者支援施設の在り方に係る検討会」の動きに乗り遅れることのないように私たちと一緒に準備してください。

② 優生保護法

昨年(2024)の 7 月 3 日に最高裁判所大法廷で原告の完全勝訴の判決が出され、それまでの政策が全否定されました。そして、判決を受けて国家賠償法ができましたが、この賠償金が確実に被害者の皆さんに渡るように工夫をしてください。

③ 出生前検査

昨年のご回答で「出生前検査は任意である」とされていますが、これはあたりまえのことです。そのあとで、「一方で、出生前検査に係る倫理的・社会的課題があることも事実です」と課題については私たちと共有できていると思われます。そして、ある程度の対策も示されていますが、もっと積極的に優性意識と差別解消に向けた対策をお願いします。例えば「埼玉県では、出生前検査を推奨しません」といったことをアピールしてください。

④ 精神科医療

昨年、病棟内でのスマホ利用についてお願いしましたが、厚生労働省から 3 月 31 日、「基本的には入院患者が可能な限り、携帯電話などを自由に使用できることが望ましい」という通知が出されました。ありがとうございます。

2. 暮らしとすまい

- ① 入院時の重度訪問介護ヘルパーの付き添いが可能であることが医療現場で十分に理解されていません。またそのことが重度障害にとって極めて重要な権利であるという認識が共有されていません。県として医療機関への周知啓発の強化を要望します。
- ② 障害者差別解消法医療関係者向けガイドライン(令和 6 年)には、医療機関に求められる合理的配慮の例として「可能な限り支援者が付き添えるよう配慮すること」が明記されています。しかし、厚労省内でも差別解消法を所管する部署と医療機関を指導する部署が異なるため、このガイドラインがどの程度、医療現場で共有されているか不明です。医療機関においては事務方レベルでとどまっている可能性もありますが、実際に付き添いの可否を決める主治医や看護師にまで周知が必要です。その意味からも同ガイドラインの医療現場での徹底を県から改めて医療機関に対して啓発してください。

- ③ 「重度の障害で意思疎通に支援が必要な障害者」が必ずしも重度訪問介護を利用しているわけではなく、身体介護や行動援護など他のサービスを利用している人も多くいます。重度訪問介護ヘルパーのみ付き添いを認められていますが、身体介護などの他のサービスが利用できるように国への働きかけを県として行ってください。
- ④ 入院中の重度訪問介護ヘルパーの付き添いを認める医療機関でも、1 名までしか認めないなど、人数制限をかける医療機関もあります。自宅では重度訪問介護で 2 名の介助者利用が認められている人が入院時のみ 1 名しか利用を認められないことには合理的理由が認められません。介助の必要性において、複数名の介助者を入れることを認めるよう、医療機関に周知してください。
- ⑤ コロナ禍では入院時の面会が著しく制限され、5 類に移行された現在も、面会時間や人数、面会者の年齢をコロナ禍以前より厳しく制限している医療機関が大多数を占めています。しかし、患者にとって家族や友人との面会は精神的に大きな安心をもたらします。また患者が障害者の場合、本人をよく知る支援者が面会をすることで、本人のみならず医療機関側との情報共有が円滑になりますが、現状では「親族のみ」「キーパーソンに限定」など必要以上に面会のハードルがあげられ、支障をきたしています。何より面会は患者にとって生きる活力を得られる機会であると同時に、患者の重要な権利であり、簡単に制限をすべきではありません。可能な限り、面会の制限をなくすよう、医療機関への周知啓発をお願いします。
- ⑥ 地域活動支援センターへの支援の充実強化について
 - A) 生活介護や就労系サービスとは異なるニーズに地活が応えている実態を認識し、法定サービスに移行しない地活に対しても引き続き県としての支援を継続、充実させてください。そのためにもサービス向上型補助金の拡充を要望します。
 - B) 休みがちな方、引きこもりがちな方、障害や病状が安定しない方などが安心して通所できる場として地活が存在している実態を認識し、日割り計算、時間割計算の報酬の支払いを導入しないでください。
- ⑦ 住宅確保について
 - A) 保証人をつけられない身寄りのない人などを救済するはずの家賃債務保証会社の審査で落とされて住宅を借りられないケースが多々あります。理由は開示されず本人にも思い当たる理由が見当たらないケースも多々あり、保証会社の存在が「住宅確保要配慮者」を排除する役割を果たしている場合もあると考えます。保証会社の審査が公正な内容になるように指導する機関が必要と考えますが、県としてどのように考えるかお考えをお示してください。
 - B) 不動産会社や大家、管理会社による差別的な対応が横行している現状について、県としてはどのような対応をお考えでしょうか。相談窓口

の明確化や宅建業者への県からの働きかけ、悪質な差別事案については指導などの対策をお願いします。

- C) 県指定の居住支援法人は数が少なく、そのうち、保証会社はさらに少ないのが現状です。またリストにはあるがあまり機能していない、という声も耳にします。居住支援法人の数を増やし十分に機能するよう、さらなる努力をお願いします。

⑧ 本人確認について

障害者が様々な契約をする場合、本人確認が必要な場面があります。しかし、障害により電話等での意思確認ができない場合、契約ができない場合などがあります。

一例として、クレジットカードを作ろうとして申し込みをした方が、送付されてきたクレジットカードを留守で受け取れず、再配達を電話で依頼した際に、言語障害があるため「本人確認ができない」とされ、いまだに受け取れていないケースが挙げられます。「電話で本人確認ができないなら、こちらに会って確認してほしい」と伝えましたがそれも拒否され、「では、言語障害はあって言葉が聞き取れない人はどのように本人確認するのか」と尋ねたところ「ビデオ通話等の手話通訳はできる」というかみ合わない返答でした。「受け取れないカードであれば意味がないので、破棄してほしい」と電話口で介助者が要望しましたが、それも「本人ではない」とのことで拒否されました。

本人確認を課す場合は、「様々な本人確認の手段」を用意しないと、障害者にとっては契約ができないことにもなりかねません。このような問題について、県はどのような対策を講じているのでしょうか。

⑨ 居宅介護と重度訪問介護の併用について

居宅介護と重度訪問介護を同一の事業所がサービス提供をすることが制度上はできないとされていますが、生活の場面によって使い分けながら両制度を利用している人は多くいて、この制限が弊害となっています。自治体の判断で例外的に同一事業所によるサービス提供が認められる場合もありますが、利用者の立場に立てばむしろこれを積極的に認めていく必要があると考えます。県としての見解をお示しください。

⑩ 重度訪問介護資格者が居宅介護のサービスを提供することについて

重度訪問従事者養成研修修了者が居宅介護でのサービスを提供することは、減算の規定があるものの市町村の判断で可能です。

重度訪問介護研修は、研修時間が比較的短時間で、障害者自身が講師を務めるなど、これまで地域の中で介助者を養成してきた形を生かして資格者を養成できることから、重度訪問介護資格者が居宅介護にも入れるようにもっとすべきと考えますが、県の見解をお示し下さい

⑪ 告示 523 号について

- A) 重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系の障害福祉サービスは、厚生労働省告示 523 号によって、就労・就学、通年かつ長期にわたる

外出、政治活動などの「社会通念上適当でない外出」はサービス適用外としており、日常生活で介助を必要とする重度障害者などが学び、働き、社会参加することが制限されています。告示 5 2 3 号によって様々な場面で実質的に障害者が社会参加を阻まれていることは、国連障害者の権利条約の趣旨に反するものです。厚生労働省告示第 523 号の撤廃を国に要望してください。

B) 重度障害者等就労支援特別事業および重度障害者大学等就学支援事業の県内自治体の実施状況をお知らせください。またそれらの実施自治体が増えていない理由を県はどのように考えるか、お示しください。

C) 「社会通念上、適当でない外出」に政治活動や宗教活動、経済活動等が想定されていると思われますが、介助のいない健全者が違法とされず可能な行動を、介助が必要な障害者が、それらの活動を「社会通念上適当でない」として公的介護サービスの対象外と位置付けるのは、重大な人権侵害です。国の告示 5 2 3 号について、県はどのように考えますか

⑫ 社会参加の意味をもっと広くしてください (アンテナショップかつぼの場合)

支援費やその後総合支援法等に変わっていく中で、かつぼに関わる施設が年々減ってきています。以前は入所施設の中でずっと暮らしていた人たちが、職員と共にかつぼの店番にやってきました。入所施設という生活のほとんどを同じ顔の人たちと過ごす中で、沢山の人のの中に身をさらし、自分もその一員であることを実感したり、社会のルールや仕事をするという役割や、職場と言う雰囲気を体験する唯一の場であり、緊張と達成感と、食堂で食事までできるという、「社会参加」の手段として大きな役割を担っていました。

また、かつぼに電車を使って通ってくるということをした人もいました。職員がついてくるということは、当時でも大変なことだったと思いますが、いまほど「個別支援」が重視されていたわけではないので、ゆるやかに事業所の体制も支えられていたのだと思います。

もっとたくさんの様々な障害を持つ人たち、社会参加ができずらい人たちにこそかつぼを利用してもらいたいと私たちは考えています。

上記を踏まえ 以下 3 点について県としてはどう考えるかお聞かせください。また国や市町村へこの 3 点について働きかけてください。

A) 「個別支援」である総合支援法が実際には、事業所運営の枷にもなっている。

B) 障害の程度に応じた「社会参加」にしている。

C) 「社会参加」の中身を今一度見直して、移動支援や外出にかかる制度を通勤や通学通所に使えるように国と市町村に働きかけてください。財政や人材の問題であるならば、まずは現状の時間数内だけでも「利用できない」ではなく「利用できる」となるように働きかけてください。

- ⑬ 全身性障害者介助人派遣事業は他県の障害者がうらやむ、いい制度です。また、越谷市にある知的障害介護人派遣事業のように知的障害者や全身性以外の障害者も対象として広めてください。
- ⑭ パーソナルアシスタント制度について
昨年、「はたらく」の項で障害者支援課から、札幌市のパーソナルアシスタンス制度について、「上手にマネジメントできる人にとってはメリットがあるようですが、制度の運用に必要な多数の介助者を確保できるかなど課題もありそうなので」引き続き勉強させてもらいたいと回答がありました。
コロナ渦以降、全国的に重度訪問介護の介助者がたいへん不足しています。のどから手が出るほど介助者を求めています。可能であれば「ねこ」でもいいと思っています。
こういう状況の中で、多数の介助者の確保は望めません。資格や経験などを問わずに、やる気だけある人であればだれでも介助者として取り込みたいと考えています。
それが可能であり、そして就労などを含めた、いろんなライフステージで自ら選んだ介助を受けられる制度がパーソナルアシスタンス制度だと思います。
私たちは、1 億人がパーソナルアシスタンスの社会資源だと思っています。パーソナルアシスタンスの制度化を強く要望します。

3. きょういく

- ① 就学前から共に学び育つための取り組みについて
保育所、幼稚園等の就学前の段階で、集団の場で他の子どもと同じようにできないといったことから小学校入学後のことに不安を覚え特別な場を選ぶ保護者は後を絶ちません。受け入れる保育所、幼稚園側にとっても、どのような対応が良いのか迷うことも少なくありません。実際に、幼稚園の3歳児クラスに入園したが、若干多動ぎみで受け入れた幼稚園側もどう対応してよいかわからず、結果として放っておかれてしまって悩んでいるという相談もありました。
そこで、就学前に共に育ちあうことを応援することで、就学後も共に学ぶことにつながるような取り組みについてお聞きします。
- A) 保育所、幼稚園等で集団生活にうまく適応できるかどうかは、子ども本人の特性だけでなくスタッフの経験や環境等に大きく左右されます。本人の特性だけに注目するのは医学モデルです。県の実施している保育所等訪問支援事業においても、旧来の医学モデルではなく環境要因にも目を向け、保育所、幼稚園全体で受け止められるような支援を行ってください。

B) その他の就学前の支援との役割分担

- ② 保育所等訪問支援事業は、お子さんへの直接支援という機能がありますが、個別支援は時とするとできないことを際立たせ他のお子さんとの間を分断する危険性もあります。支援が必要ないお子さんも含めた集団への指導助言が、共に育ちあうことにつながることも多々あります。その点から、保育士等の職員への支援が主となる県事業の障害児等療育事業の中の施設支援一般指導事業や市町村事業の巡回支援員整備事業も重要な事業と言えます。保育所等訪問支援も含め、3つの事業の役割分担や課題をつき合わせ、それぞれの事業にフィードバックする場はありますか。

- ③ 就学事務手続きの見直しについて

障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、基本的には在住市町村教育委員会が総合的に決定することになっていますが、県の就学事務手続実施要項は市町村に対して一定の規範となっていると思われます。そこで、県の就学事務手続実施要項についてお聞きします。

- A) 令和6年度版において、趣旨の最後に「また、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、その時点で本人にとってよりよい学びの場を選択及び決定することの重要性について重ねてご留意いただきたい。」という部分に下線、そして「Ⅲ障害の種類及び程度について」で、22条の3についての「障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みとなっていることに留意されたい。」という説明が追加され、本人・保護者の意見を尊重するということが強調されています。しかし、「留意いただきたい」など、まだまだ文言がわかりにくいのではないのでしょうか。22条の3の表が必要条件となり、特別支援学校就学者を認定し、それ以外の者には小中学校の入学通知を出す仕組みに改めたのですから、「原則は地域の学校」であり特別に認定された場合のみ特別支援学校ということを明記してください。
- B) 市町村で総合的に判断された結果、認定特別支援学校就学者となった場合に県に通知される流れになっています。総合的な判断には、地域の状況が含まれているので、共に学ぶ上での地域格差が生じた結果、ある市では通常の学級で共に学べる子どもが別の市では認定特別支援学校就学者となることも考えられますか。
- C) 地域の状況が就学先決定の重大な要素となる場合、県として共に学ぶ上での地域間格差を把握し解消するための取り組みをしていますか。
- D) 昨年の交渉で「県内のいくつかの自治体では、通常学級に行くのがあたりまえで、特別支援学級、学校に行く人は相談してくださいという案内をしている自治体もある。」という答えがありましたが、そのような事例を県内の市町村教委に示してください。

④ 医療的ケアを必要とする児童生徒について

今年 4 月 25 日から「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。しかし、埼玉県内の学校では保護者が付き添いや待機をされていて負担が大きいという声がよく聞かれます。

A) 医療的ケアを必要とする児童生徒について、小、中、高、特別支援学校それぞれの在籍状況、医療的ケアの種類等を教えてください。また、看護師等の配置について、看護師、介護福祉士、養護教諭、教員等の人数や、予算措置を教えてください。また、保護者の付き添いの状況を教えてください。

B) 例えば、導尿など間隔をあけた処置が必要な医療的ケアが必要な場合、学校に常時詰めている必要はないかと思いますが、そういった場合、直接雇用で常時配置された看護師ではなく、訪問看護を利用することはできますか。

⑤ 保護者の付き添いについて

学校から付き添いを求められたり、逆に不安に感じて保護者から付き添ったりすることが多くなっています。保護者は周囲に迷惑をかけてはいけないと思ったり、もう少し個別に声をかけてもらいたいのが教員の多忙さを見てむずかしいと感じたりして、付き添いの求めに応じています。しかし、学校は子どもが家族と離れて友だちや教員と一緒に学ぶ中で社会性を身に付けていく所であり、保護者が付き添っては自立（共生）につながっていきません。設備や人的な条件整備をして安全に学べるようにするのが教育行政の仕事です。障害があっても本人・保護者の意向を尊重することとなっていますが特別支援学級・学校に行くべきという考え方が根強く、ここにいるべきではない子という教員の意識が保護者の付き添いの要因となっています。

A) 保護者の付き添いをなくすよう市町村教委に指導してください。

B) 環境整備などの援助を行い、しっかり受け入れていけるようにしてください。

⑥ 県立高校のバリアフリー化について

A) 県立高校のエレベーターの設置状況（設置校数と%）を教えてください。今後の整備目標はどのようになっていますか。エレベーター設置の優先順位はどのようにして決められるのでしょうか。

B) 入学が決定すれば優先的に設置されると聞いていますが、それでは遅いと高校受験をあきらめるケースがこれまでありました。そのような場合の建設的対話はどのように行いますか。

4. はたらく

2022 年、国連障害者権利委員会から日本政府に対し、障害者権利条約についての総括所見が出され、労働・雇用分野については、以下の「懸念」

と「勧告」が表明されました。

懸念：1. 総合支援法の就労系サービス体系は、隔離、低賃金であり、一般就労への移行が制限されている 2. 一般就労を制限している職場環境、個別支援、雇用者の情報不足 3. 監視体制の欠如 4. パーソナルアシスタンスの制限

勧告：1. 福祉サービスから一般就労への移行加速 2. すべての雇用者に個別支援と合理的配慮の研修 3. 特に知的、精神的障害者、女性障害者のための積極的差別是正措置と効果的な監視体制 4. パーソナルアシスタンスを制限する法的規定の撤廃

私たちが 2023 年、2024 年の総合県交渉で要望した内容は、日本政府が国連の懸念と勧告にきちんと応え得る労働・雇用施策を実施するために、まずは県レベルで取り組めることを協力し合って取り組めませんかということでした。今年はその点を踏まえてご回答くださるようお願いします。

① 地域適応支援事業及び職場体験事業に支援策を

市町村及び市町村就労支援センターが、市役所や民間の職場で就労を前提としない職場体験事業を行えるよう支援してください。私たちが要望した中に、市町村支援に関することが多くあります。障害者を最も多く雇用しているのは、雇用義務のない地元の小・零細企業なのですが、たとえば納付金による助成を受けるには難しい書類を作る必要があります。雇用・就労は雇う側と働く側との葛藤です。したがって、障害のある人を取り出して教育したり、訓練したりしても、雇う側が障害のある人と分けられて育ってきつてつきあい方がわからなかったら雇用・就労につながりません。だから市町村教委による共に学ぶための支援が重要です。

そして、雇用・就労を考える前に職場・地域とさまざまな障がいのある人々が出会って一緒に動くための職場体験事業が大切です。アンテナショップかっぱがコーディネートを受託して毎年実施している県庁内職場体験事業も、大きな意味があります。

本県では参加福祉施設等への謝金を支出している市は越谷市だけです。同市の障害者地域適応支援事業には、毎年 20 数名の参加があります。本県では全国でも他には東京としかない市町村就労支援センター事業があるので、市町村が自らの職場と地域の民間職場で、福祉施設等の障害者に向けて、雇用・就労を前提としない職場体験事業を行うための情報提供と支援策を講じていただきたいと思います。

② 昨年、障害者支援課から「福祉施設からの一般就労について、各市町村の取組について情報収集して、優良事例などを県内の他の市町村に紹介する」との回答がありましたが、私たちにも紹介してください。

③ 週 10 時間未満の超短時間労働と日中活動サービスとの併用について、各市町村が利用者の状態を精査した上で、その必要性を決定することが、厚

生労働省で認められている件について、昨年障害者支援課から回答がありましたが、昨年度は県内の市町村でどのくらいの件数があつたか、サービス種別ごとに教えて下さい。

- ④ 障害福祉サービス事業所からの一般就労について、昨年の障害者支援課からの回答によれば、厚労省に報告したがまだ公表されていないので、厚労省の動向を注視しているとのことでしたが、あらためて、サービス種別ごとに回答してください。
- ⑤ 昨年、「福祉施設からの一般就労」の中に精神科院内デイケアも加えるよう要望したことに対し、「根拠法令が異なる」と回答されました。それは百も承知ですが、越谷市障害者地域適応支援事業では、そこも対象に加えていますし、福祉施設等が連携して行った公共施設の花壇整備作業にも院内デイケアから参加していました。

さらに、3 人のデイケア利用者が 1 人 2 日ずつ働く形でのグループ就労の実績もありました。院内デイケアの利用者の中にニーズがあり、サポートが必要な状況はありますので、「障害者就業・生活支援センターで行っている」との回答で終わらず、担当部課と情報共有して検討してください。

- ⑥ 現行の障害福祉サービスは、障害者本人の職業準備性や介助の必要度等によって、場を分けてサービスを提供する形になっています。分けて支援する制度であることが、職場・地域で共に働き、共に暮らす上での障壁を拡大再生産します。

なぜなら、職場・地域で共に働き、共に暮らすというのは、障害のない他者たちとの相互関係であり、その関係から切り離して支援することにより、障害のない他者たちはますますつきあい方がわからない状況に追いやられるからです。

5. 伊豆潮風館の存続について

令和 6 年施策評価有識者会議において、伊豆潮風館の廃止に向けて検討を進めるとの結論が出されました。しかし、有識者会議内で県・福祉部が委員に対して説明をしているとおり、いまだ民間の宿泊施設のバリアフリー整備状況は不十分であり、有識者会議での提言にあるように宿泊クーポンの配布といった代替え施策に変更になったとしても、実際に宿泊施設を見つけることが困難です。

また、伊豆潮風館は、埼玉県障害者団体の研修や合宿など大人数での宿泊に利用されるケースも多く、民間ホテルのように一部の部屋のみバリアフリー化されているような施設では十分に代替えできないと考えます。

県議会 6 月定例会の福祉保健医療委員会でも複数の会派の委員からこの件についての質疑がなされ、そのほとんどが廃止方針に対して否定的な観点からの質疑であつたと伺っております。

県民の貴重な資産であり他県にも誇れる施設である埼玉県伊豆潮風館の存続を要望致します。

2025 年度 一般社団法人埼玉障害者自立生活協会会員新規・更新のお願い

日頃より、当協会の活動にご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。
当協会も一般社団法人に移行して 11 年目を迎えました。

年会費 個人 4,000 円 団体 10,000 円 賛助会員 10,000 円です
ゆうちょ銀行
他金融機関からの振り込みは
【店名】038 【店番】038 普通 9486343

会員の皆様には、機関誌通信をお届けいたします。

郵便振替口座への振り込みは下記貼付の用紙をご利用ください。

（とりはがすとき用紙の破損に注意してください）

2025 年度会費納入ありがとうございました。（敬称略）

会沢完 会沢まち子 相原忍 朝日雅也 新井利民 新井満 有山博 市原光吉 今井和美 今井教男 梅沢博史 大坂富男 小田真 大野邦子 小川満 荻野幸子 小田原厚子 小田原道弥 小野達雄 神田正子 北村文子 木村俊彦 九石智子 倉川典子 坂口佳代子 坂口鶴子 柴田澄江 下重美奈子 須藤勇一 瀬井貴生 関啓子 高橋儀平 高橋幸江 高柳俊哉 武井英子 竹内善太 竹迫和子 田中美恵子 辻浩司 友野由紀恵 中山佐和子 並木理 新相勝巳 野島久美子 橋本克己 橋本直子 羽田亮介 林まり 原和久 半田清雄 平塚正樹 平林小太郎 藤崎稔 古河誠 本間亜貴代 前田直哉 正木敬徳・増田純一 水谷淳子 森住由香里 八木井雄一 山下浩志・吉田久美子・吉田もも・吉原広子・NPO ふくしネットにいざ NPO センター21 協働舎レタス くまのベイクーズ GH ひまわり 二人三脚 CIL ひこうせん（一社）みつくすびート キャベツの会 CIL 所沢ファントム NPO リンクス・川瀬クリニック

ご寄付ありがとうございました

小川満 瀬井貴生 関啓子 並木理 新相勝巳 平塚正樹 栗原彬 石井樹章 今井和美
2025 年 8 月 10 日現在 行き違いの場合はご容赦ください

今年度、初めての事業です！ 受講者募集！ 講師募集！

「重度訪問介護従事者養成研修」8 月スタートします。

当協会の強みと言えば、一人暮らしも含め地域での生活を大事に思う人たちが
当たり前に関わり実践しています。

その実践を この研修で生かしてみませんか？

これこそが、重度の障害当事者の仕事でも役割でもあるかもしれません
障害当事者の講師、この研修を行いたいと思う団体はご連絡ください！



・研修会場

8 月 23 日(土)

NPO 法人共に生きる街づくりセンター・かがし座
(春日部市) ZOOM 受講可

8 月 24 日(日) 30 日(土)

- 1 指定居宅介護・重度訪問介護事業所
ケアシステムわら細工(春日部市)
- 2 地域生活応援センター ひまわり
(新座市 or ふじみ野市)

連絡先・申込先

電話かメールでの申し込みをお願いします。

(一社) 埼玉障害者自立生活協会メール:

jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp

電話 090-4524-1882 (担当 今井)

連絡先を確認の上、正式な申込用紙と費用の振込先をご案内いたします。郵便もしくはメールで申し込みの上、費用の振り込みの確認ができたのち、正式な受付とします。

・研修内容

重度訪問介護養成者研修 (基礎・追加研修)

・費用 30,000 円 (テキスト代・実習材料費)

振込先: ゆうちょ銀行への振り込みをお願いします
協力事業所

- 1: ケアシステムわら細工
caresystemwarazaiku-bear@nifty.com

- 2: 相談支援センターあい
ぼう (竹内) 049-293-6839

takeuchi-zenta@k-center21.net



介助は 障害のある人が暮らしていくためにはなくてはならない、空気のようなものです。

その空気のような介助ですが、一口に「介助」と言っても、提供される場面によってその性質は違ってきます。

毎日の 食事やトイレ、入浴などの介助は、事業所のヘルパーによって業務として行われることが多いでしょうし、家族にやってもらうこともあるでしょう。

車いす 利用の人がちょっと段差のあるお店に入る際に居合わせたお客さんが手伝って車いすを押してくれた、などというのも広い意味での「介助」にあたります。

障害のある生徒が地域の学校に通っている場合に、クラスの子もたちが手を貸してくれる、などの行為は、やっている子たちは「介助」という自覚などなく、関係性の中で自然に行われると思います。

当協会が設立された 1990 年代は公的介助制度が乏しく、ホームヘルパーなどの職業的介護者によって業務として提供される介助はごくわずかでした。日々の介助の担い手は、有償・無償のボランティア、家族、自治体のヘルパーに加え、活動や生活の場面でたまたま居合わせた人、など多種多様でした。

2003 年の支援費制度の開始とそれに続く、自立支援法、総合支援法の施行によって、障害者の介助制度は、制度開始以前とは比較にならない量的な拡大を見せました。

しかし制度の整備に伴い、その質を担保するために、国は介助業務に従事する人には資格を持つことが義務化されました。

制度開始から 20 年以上が経過した現在、業務として提供される介助は大きく増える一方で、介護職ではない人たちが介助をする場面は大幅に減りました。その大きな要因が、介助に関わるうえでの資格の有無での線引きです。

介助制度がほとんどなかった頃から、学生や主婦など、活動や生活の中で出会う様々な人たちに声をかけ、障害者自身が介助のやり方を教え、生活の介助にも入ってもらいながら介助者を育て増やしてきた全国の障害者団体は、資格の有無によって介助をしてもらえなくなることへの危機感を覚え、厚労省と交渉し、無資格の人でも比較的短時間の講習や障害当事者が講師となる実習を受けることによって資格が発行される「重度訪問介護 (重訪)」というサービスを作らせた。これは、以前から障害当事者が自分の自宅などで介助のやり方を教えながら介助者を養成していたやり方をそのまま公式の研修として認めさせることができるもので、画期的な成果でした。



重度訪問介護 従事者養成研修

当協会の研修は、障害当事者や、障害のある人の地域生活にかかわる人たちを講師として、「地域で共に生きる介助」の視点で実施していきたいと考えます。

また、研修会場をさまざまな地域に設定することで、地域で活動する方々を講師やスタッフとして開催し、多様な研修内容としたいと考えます。原則として、重度訪問介護従事者として従事することを希望する方、従事することが確定している方または従事している方、当協会の重度訪問介護養成者研修をぜひ、受講していただければと思います。

（一社）埼玉障害者自立生活協会 メール: jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp

電話 090-4524-1882 (担当 今井)

開催日時 2025 年 8 月 23 日(土) 午前 9 時～午後 5 時 10 分 (休憩合計 1 時間)

8 月 24 日(日) 午前 9 時～午後 5 時 10 分 (休憩 合計 1 時間)

8 月 30 日(土) 午前 9 時～午後 4 時 30 分 (休憩 合計 50 分)

研修内容 重度訪問介護養成者研修 (基礎・追加研修)

費用 30,000 円 (テキスト代・実習材料費込み) ※受講料の補助については協力事業所にお問い合わせください。

2025 年度は 10 月・12 月・1 月・3 月を予定しています。

会員には費用負担について検討いたします。ご相談ください。講師も募集中！

編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会 SSTK 通信 NO231 号 頒価 200 円

通信編集部 〒344-0021 埼玉県春日部市大場 690-3

谷中耳鼻科内 電話・FAX 048-737-1489

郵便振替: 00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

E-mail: jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp

<http://www.sail.or.jp/>